

沼情審第14号

平成16年7月27日

沼津市長 齋藤 衛 様

沼津市情報公開審査会
会長 三橋 良士明

沼津市情報公開条例13条の規定に基づく平成16年1月6日付け沼都再第90号による下記の諮問について、以下のとおり答申します。

記

「大手町再開発ビルキーテナント候補指名に関する公文書」の部分開示決定処分に対する不服申立てについて [平成15年度諮問第2号]

1 審査会の結論

- (1) 本件不服申立てに係る開示請求公文書うち、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」につき、不存在を理由に不開示とした決定は妥当ではなく、別記1の公文書が開示請求の対象文書として存在するものと判断する。
- (2) 本件不服申立てに係る開示請求公文書のうち、「西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」につき、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人（以下「申立人」という。）は、平成15年9月10日、沼津市情報公開条例（以下「条例」という。）4条の規定に基づき、実施機関である沼津市長（以下「実施機関」ともいう。）に対して、「1、沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書、出店申込書等の一切、2、西武百貨店に決定する前に交渉のあったデパート名とその経過、3、西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」の開示を請求した。実施機関は、請求公文書のうち、「2、西武百貨店に決定する前に交渉のあったデパート名とその経過」の部分に関して、「市以外の第三者に関する情報が記載されており、その第三者の意見を聴く必要があり、それに相当の期間を要するため」として、条例9条2項の規定により、請求にかかる決定期限を平成15年10月9日まで、15日間の延長をすることとし、9月22日、その旨を申立人に通知した。

その後、10月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち一部を除いて開示するとの部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行なった。実施機関が開示とした部分の第1は、「出店申込書中の代表取締役社長の印影」であり、その部分は、「法人の内部管理に関する情報のため」、条例5条2号に規定する不開示情報に該当するとした。第2に、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」については、「沼津市と西武百貨店の間に交わされたものは、出店申込書以外に存在しないため」、不存在であるとして不開示とした。第3に、「西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」については、「議事録を作成していないため」、不存在であるとして不開示とした。

(2) これに対し申立人は、平成15年12月2日、本件処分のうち、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等及び西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」について、不存在を理由に不開示とした処分（以下「本件不開示処分」という。）の取消しを求めて、不服申立てを行ない、本件は、平成16年1月6日付けで沼津市長より条例13条に基づき当審査会に諮問されることとなった〔当審査会諮問平成15年度第2号〕。

(3) 当審査会の審査においては、実施機関側が平成16年1月28日に理由説明書を提出し、これに対し申立人は同年2月20日に意見書を提出した。そして同年3月22日には、実施機関に対する意見聴取を行ない、同年4月21日には、申立人による口頭意見陳述を行なった。

3 不服申立人の主張の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、不服申立書、意見書および口頭意見陳述によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 沼津市文書管理規程3条は、「すべての事案の処理は文書によるものとする」と規定している。したがって、契約書や市役所内での審議内容の文書が存在しないとするならば、それは、文書管理規程に違反する。文書を作成しないことは業務怠慢となり、また作成の必要がなかったと考えることは職員失格といわざるをえないことから、これらの文書は、存在するけれども、隠しているというのが真実ではないだろうか。

(2) 西武百貨店との契約書は存在すると思われる。その理由の第1は、大手町再開発事業には少なくとも百億円近い金額が投じられることから、契約書を交わさないということがあってはならないからである。第2に、沼津市は、キーテナント第1候補に西武百貨店を指名した後、西武百貨店との間で賃貸借契約等を締結しようとしてきたが、平成14年10月から12月の間に西武百貨店に行って、賃料に関する請求をしたと思われる節がある。しかし残念ながら私たちにその証拠はない。第3に、基本設計の段階で契約書ができていなかったとしても、「本設計」は西武百貨店の意向を汲んでなされていたはずである。契約書もなくて「本設計」が話し合いで決められるということは

言語道断な話である。第4に、大手町再開発事業は、平成14年9月に静岡県知事の事業認可を受けているが、静岡県知事への事業認可申請書には、契約書が当然に添付されるものであるように思う。

- (3) 申立人が実施機関に対して開示請求したものは、「沼津市と西武百貨店の間で交わされた契約書、出店申込書等の一切」である。仮に、契約書がないとしても、やりとりの経過を記した関係書類はあるのではないか。申立人が開示請求した対象文書は「関係書類の一切」であるとして、広義に解釈してもらいたい。
- (4) 「西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」が不存在であるという実施機関の主張は信じがたく、実施機関は、市役所内での検討過程における書類を隠しているように思う。「議事録」とは、会議を行なった場合にその結果を後に残しておくものをいうと解釈している。実施機関の理由説明書によれば、「三役会、関係部課長会において、資料説明と検討結果を示して協議し、確認してきた」とのことであるが、それらの資料は、議事録として開示すべきである。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明および主張は、本件処分決定通知書、不開示理由説明書および審査会による実施機関意見聴取によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 沼津市は、大手町地区第一種市街地再開発事業により整備される商業施設のキーテナントについて複数の企業と協議してきたが、平成13年8月1日に西武百貨店から出店申込書が提出された。その後、平成13年11月12日に、沼津市は、西武百貨店をキーテナント第1候補として指名し、出店に対する基本的な諸条件（賃貸借期間、賃料、工事区分など）を盛り込んだ賃貸借契約の締結に向け、平成15年1月末の基本的合意を目指して、西武百貨店と協議をしてきた。西武百貨店とは、近々、契約書を結ぶという段階に至っていたが、平成15年1月31日、突然に、西武百貨店側の事情により出店辞退の申し入れがあり、沼津市と西武百貨店とは契約を締結するに至らなかった。したがって、契約書そのものが不存在であり、不開示とした。
- (2) 申立人の開示請求のうち、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書、出店申込書等の一切」に関して、その請求対象となる公文書の範囲は、沼津市と西武百貨店との間で取り交わした文書であって、両者において「調印をしたもの」という捉え方である。西武百貨店との協議は、賃貸借予約契約を結ぶ直前の段階に至っており、賃貸借予約契約案や西武百貨店との協議過程で作成した担当課内の内部的なメモはあるが、それらは開示請求の対象となる公文書には該当しないと判断した。また、申立人との過去のやりとりから、申立人が求めているものは、締結された契約書の開示であると解した。
- (3) 基本設計は建物計画の基本的な内容を決めるものであり、申立人のいう「本設計」

とは「実施設計」のことを指すと解する。基本設計の段階で、西武百貨店をキーテナントの第1候補に指名したのであるが、その意味は今後の優先的な交渉先として西武百貨店を位置づけたということであり、それは出店の確約ではなく、今後、細部を調整したうえで、最終的には、契約により確定するということである。実施設計の過程で、西武百貨店の考え方を聞いた点もあるが、その段階ではまだ契約には至っていないので、仮に西武百貨店が出店辞退をしても別の百貨店が入って使えるような設計上の仕様をコンサルタントとともに作り上げてきた。

- (4) 申立人による開示請求の対象となる「市役所内の議事録」とは、庁内の会議内容を記録したものであって、決裁の手続きを経た文書を意味するものと理解する。西武百貨店をキーテナントの第1候補に決定するまでの過程において、三役会、関係部課長会においては、説明資料と検討結果を示して協議、確認してきたのであって、これらの協議内容については、議事録を特に作成しなかったものであり、それゆえ議事録は不存在である。それらの会議では、会議出席者に検討資料を配付し、主管課長による説明をもとに検討を行ない、会議出席者はそれぞれに保有する配付資料に必要な書き込みをするという方式を繰り返して検討を進めてきた。会議での配布資料は存在するが、それらは、議事録に該当しないと判断した。また、申立人においては、配付資料を開示請求の対象にしていらないものと解した。

5 審査会の判断

- (1) 本件不服申立てに係る開示請求公文書について

本件不服申立ての対象とされている開示請求公文書は、①「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」および②「西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」であり、いずれも実施機関が不存在を理由に不開示としたものである。

ところで、条例4条は、公文書の開示請求手続きとして、開示請求をしようとする者は開示請求書に、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載するものとしている。請求公文書の名称は、必ずしも正式の文書名である必要はなく、開示請求を受けた実施機関の職員が合理的な努力により対象文書を特定しうる程度の内容的事項が記載されておれば足りるものと解されている。

したがって、当審査会は、本件開示請求書に記載された開示請求公文書に係る記載は、開示請求公文書を特定するための内容的事項を記載したものであり、その記載に基づき開示請求の対象公文書を特定するにおいては、開示請求書に記載された文言の意味につき、社会通念にそった合理的な解釈が行なわれるべきものとする。

- (2) 「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」に係る開示請求公文書の特定およびその存否について

- ① 実施機関は、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」とは、沼津市と西

武百貨店との間で既に締結された契約書を意味するものと解し、両者の間で契約を締結するに至らなかったことから、契約書は存在しないと主張する。他方、申立人は、契約書の存在を主張するとともに、申立人の開示請求公文書には、沼津市が西武百貨店との間でやりとりした経過を記した関係書類の一切を含むものであることを主張する。

- ② 当審査会は、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」の記載から特定されるべき開示請求公文書の範囲について、以下のように判断する。

申立人による当初の公文書開示請求書における記載は、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書、出店申込書等の一切」というものであった。このような記載から、実施機関は、請求公文書に該当するものは締結された契約書および出店申込書であると解し、申立人記載の「・・・等の一切」という文言の意味については、締結された契約書および出店申込書に「準ずるもの」の一切と解した。確かに、実施機関が主張するように、「等」という文言の意味することは、「等」以前に記載されたものを例示とし、その例示に「準ずるもの」を意味すると解してよいと思われるが、契約書や出店申込書に「準ずるもの」が何であるかは、その文言のみからは一義的に確定することが難しいところがある。

現に、当審査会における両当事者の主張において、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書、出店申込書」に「準ずるもの」の理解について、実施機関はこれを限定的に解し、他方、申立人は広義に解しており、両者の間に相当な認識の相違がみられるところである。

当審査会としては、公文書開示請求書に記載の文言のみから請求対象たる公文書を一義的に特定しがたい場合には、実施機関は、開示請求者が容易かつ的確に開示請求ができるよう、実施機関が保有する公文書の特定に資する情報を提供するなどして開示請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずることが必要であると考え（行政機関の保有する情報の公開に関する法律 38 条参照）。本件においては、そのような適切な措置が講じられなかったことが両当事者の認識の相違の要因になっているものと推察されるが、その場合、公文書開示請求書に記載された文言の意味するものについては、条例 1 条にいう「市民の知る権利を尊重」する観点から、文言解釈としての合理性が認められる範囲内で広く解することが妥当であると、当審査会は考える。

以上のような考えから、当審査会は、「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書、出店申込書」に「準ずるもの」とは、「沼津市と西武百貨店との間で交わされた公文書」を広く意味するものと解し、また、「交わされた」という文言については、「やりとりされた」（三省堂国語辞典〔第 3 版〕参照）という意味で理解することが妥当であると判断する。すなわち、不服申立てにかかる「沼津市と西武百貨店の間

に交わされた契約書等」の記載から特定されるべき開示請求公文書とは、「沼津市と西武百貨店との間でやりとりされた公文書のすべて」であると解することが妥当である。

- ③ そこで、当審査会は、「沼津市と西武百貨店との間でやりとりされた公文書のすべて」について、実施機関における保有状況を調査するため、下記の関連資料の提出を実施機関に求めた（沼情審第4号：平成16年5月18日付け）。

当審査会が実施機関に提出を求めた関連資料とは、「大手町再開発ビルキーテナントの件に関して、①沼津市が西武百貨店宛に送付した文書について、その文書名の一覧、②沼津市が西武百貨店より受領した文書について、その文書名の一覧、③沼津市が西武百貨店との間で締結を予定していた仮契約書（案）」である。

当審査会の求めに応じて実施機関からは、平成16年5月28日付けで、調査に係る関連資料（沼都再第17号）および「賃貸借予約契約（S案）の修正案（写）」が当審査会に提出された。それらの提出資料によれば、大手町再開発ビルキーテナントの件に関して沼津市と西武百貨店との間でやりとりされた公文書は、別記1のとおりである。

別記1に記載の文書のうち、出店申込書については既に部分開示されていることから、出店申込書を除く他のすべての文書が、不服申立てに係る「沼津市と西武百貨店の間に交わされた契約書等」の記載から特定されるべき開示請求公文書に該当するものであり、それらの公文書について不存在を理由に不開示とした決定は妥当でないと、当審査会は判断する。

- ④ ところで、申立人は、沼津市と西武百貨店との間で締結された契約書が存在する旨を主張するが、申立人からは、沼津市と西武百貨店との間で契約が締結されたという事実を客観的に立証するものは示されていない。当審査会は、申立人の主張に基づき、沼津市長が静岡県知事に対して行なった大手町地区第一種市街地再開発事業の認可申請書（平成14年7月12日付け）を見分したところ、当該申請書には申立人が主張するような契約書なるものは添付されていなかった。実施機関の説明および当審査会への提出資料によれば、大手町再開発事業により建設される施設建築物の一部について、沼津市と西武百貨店との間で賃貸借予約契約の締結をめざして協議が行なわれてきたものの、平成15年1月末に西武百貨店側から出店辞退の意思表示があり、賃貸借予約契約を締結するに至らなかったのである。西武百貨店側から出店辞退の申し入れのあったことは公知の事実であることから、沼津市と西武百貨店との間で協議中であつた賃貸借予約契約案は存在するものの、締結された契約書は存在しないという実施機関の説明は信用することができ、それを覆すに足る証拠はないというべきである。

- (3) 「西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」に係る開示請求公文書の特定と

その存否について

- ① 実施機関は、議事録とは会議内容を記録したものであって、決裁の手続きを経た文書を意味すると主張する。そして、西武百貨店の指名にかかわる庁内会議では、配付資料に基づき検討し、会議出席者が必要に応じ、自己の保有する資料にメモ書きをしてきたのであって、特に議事録を作成しなかったことから、議事録は不存在であると主張する。他方、申立人は、議事録とは、会議の結果を後に残しておくものを広く意味すると解して、会議における配布資料を含む議事録が存在するはずであると主張する。
- ② そこで、当審査会は、条例 15 条 1 項の規定に基づく調査として、実施機関に対して、「西武百貨店の大手町再開発ビルキーテナント候補指名に関して開催された、三役会、部課長会議で配布された資料名の一覧」の提出を求めた（沼情審第 6 号：平成 16 年 6 月 14 日付け）。

当審査会の求めに応じて実施機関からは、平成 16 年 6 月 18 日付けで、調査に係る関連資料（沼都再第 22 号の 2）が当審査会に提出された。その提出資料によれば、西武百貨店をキーテナント候補として指名するまでの庁内協議の開催日、会議出席者、配布資料は、別記 2 のとおりである。

- ③ ところで、「議事録」とは、一般に、「会議の議事の主要事項・討議の状況を記録したもの」（広辞苑）であり、会議録とも称される。議事録の作成・様式・手続きなどは、それぞれの会議体ごとに定められるものであるが、法律や条例・規則などで議事録の作成に関する定めを置いている場合（例えば、地方自治法 123 条、沼津市美観地区条例施行規則 9 条、沼津市が設置する土地区画整理審議会の運営に関する規程 12 条）もあれば、何らの定めを置いていない場合もある。

本件の開示請求の対象である「議事録」なる文言が意味するものの範囲については、広狭、複数の解釈がありうるが、当審査会は、公文書としての議事録とは、「会議の議事の主要事項・討議の状況を記録したもの」であり、かつ、合議体としての組織的共用性を有するものを意味すると解する。すなわち、会議の状況を記録したものであって、決裁またはそれに準ずる手続きがとられていなくても、会議出席者において共用性をもつ記録であるとの共通認識のあるものが議事録に相当すると解する。

以上のような考えからすると、三役会、関係部課長会の出席者および主管課長が、それぞれに会議内容を記録したメモ書きは、組織的共用性を有しないことから、開示請求の対象たる公文書には該当しないものと、当審査会は判断する。また、組織共用文書としての議事録が作成されている場合には、会議配付資料は議事録添付の資料として、議事録の一部を構成することになるが、議事録そのものが作成されていない場合に、配付資料だけをもって議事録と解するには無理があると、当審査会

は判断する。

- ④ 本件にかかる三役会、関係部課長会において特に議事録を作成しなかったとの実施機関の説明に対して、申立人は、沼津市文書管理規程3条は、「すべての事案の処理は文書によるものとする」と規定していることから、三役会、関係部課長会の議事録が存在しないとの実施機関の説明は信じがたいこと、また、市役所内での審議内容の記録文書が存在しないとするならば、それは、沼津市文書管理規程に違反すると、主張する。

当審査会の調査によれば、別記2に記載のように、本件において三役会、関係部課長会といわれる会議は、協議のため、必要に応じて随時、開催されたものであり、会議ごとに出席者が異なり、会議の招集は、通知文書によらず、庁内電話により行なわれている。これらのことからすると、実施機関が、「検討過程においては、検討項目を項目別に協議し、その度追加資料を作成し選定の熟度を高めていくという進め方であり、これらの協議の内容については、議事録を特に作成しなかったものである」という説明には、特段の不自然な点はなく、信用することができ、それを覆すに足る証拠はないというべきである。

ところで、沼津市文書管理規程3条は、文書取扱いの原則を示したものであり、同規程2条2号によれば、「文書」とは、「事務を処理するために作成される書類、帳簿、伝票、電報又は電話若しくは口頭による事項を記録したもの及び図面その他の資料等の記録の一切をいう」。

当審査会は、これらの規定から、庁内会議のすべてにおいて、会議体としての議事録または会議録の作成が一律的に義務づけられているとは解しがたいと考える。一般に、議事録の作成は、法律、条例・規則等により明示的に義務づけられている場合のほか、当該会議体自身の意思決定に委ねられている場合がある。本件にかかわり開催された三役会および関係部課長会については、議事録作成を明示的に義務づける内部規定が存在しないことから、それらの会議の議事録作成に関しては、当該会議出席者の合理的判断に委ねられているものであり、出席者の意思により議事録を作成しなかったとしても、それは沼津市文書管理規程に違反するものではないと、当審査会は考える。

以上のことから、当審査会は、「西武百貨店に指名するまでの市役所内の議事録」につき、不存在を理由に不開示とした決定は妥当であると判断する。

なお、最後に当審査会として付言しておきたいことは、市民から情報隠しを疑われないためには、条例1条の目的規定にそった情報公開制度の適正かつ円滑な運用および文書管理が肝要であるということである。

- (4) 以上により、当審査会は、本件不開示処分につき、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

平成16年1月6日	諮問審査書の受理
平成16年1月28日	実施機関からの理由説明書の受理
平成16年2月20日	不服申立人からの意見書の受理
平成16年3月22日	実施機関からの意見聴取（第1回審査）
平成16年4月21日	不服申立人による口頭意見陳述（第2回審査）
平成16年5月14日	諮問の審査（第3回審査）
平成16年6月8日	諮問の審査（第4回審査）
平成16年7月9日	諮問の審査及び答申の確定（第5回審査）

沼津市情報公開審査会

三 橋 良士明（会長）
細 沼 早希子（会長職務代理者）
坂 部 利 夫（委員）
一 杉 忠 利（委員）
柳 谷 淳 子（委員）

別記1

年 月 日	沼津市が西武百貨店に送付した文書	西武百貨店より沼津市が受領した文書
13年7月27日	沼津市「大手町地区第一種市街地再開発事業」への出店について（検討依頼）	
13年8月1日		沼津市「大手町地区第一種市街地再開発事業」への出店申込書（※）
14年9月11日	基本協定（定期建物賃貸借契約案）	
14年9月12日	基本協定（建物賃貸借契約案） 出店条件書	
14年9月30日	出店条件書	
14年10月29日	賃貸借に対する覚書・確認書（案）	
14年12月12日	賃貸借予約契約（案）	
14年12月24日	賃貸借予約契約（案）	賃貸借予約契約（案）
14年12月28日	賃貸借予約契約（案）	賃貸借予約契約（案）
15年1月16日	賃貸借予約契約（案）	賃貸借予約契約（案）
15年1月27日	賃貸借予約契約（案）	賃貸借予約契約（案）
15年1月29日	賃貸借予約契約（案）	賃貸借予約契約（案）
15年2月10日		沼津市「大手町地区第一種市街地再開発事業」について（辞退願い内容）

※ 出店申込書については、本件処分において部分開示されている

別記2

年 月 日	会 議 出 席 者	配 布 資 料
12年10月31日	助役、都市計画部長 再開発室長、補佐	・再開発ビル施設計画案の検討資料
12年11月7日	市長、都市計画部長 再開発室長	・再開発ビル施設計画案の検討資料
13年2月22日	市長、再開発室長 補佐、開発課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築物計画表 ・再開発事業スケジュール ・まちづくり会社の概要（事業スキーム） ・資金計画（事業収支計画） ・駐車場配置計画検討図 ・キーテナント財務指標、会社概要
13年3月22日	市長、助役 再開発室長、補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築物計画表 ・開業後損益予想表 ・再開発事業の目標達成に向けた課題整理 ・都決変更・事業認可に向けた課題整理 ・キーテナント候補比較検討表 ・まちづくり会社概要 ・保留床取得者の検討 ・資金計画 ・新聞記事
13年4月24日	市長、助役 都市計画部長、再開発課 長、補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・保留床取得者の検討 ・まちづくり会社のスキーム ・施設計画案事業費比較表
13年5月9日	市長、助役 都市計画部長 再開発課長	<ul style="list-style-type: none"> ・キーテナント協議条件整理状況 ・施設計画案事業費比較表 ・保留床取得者の検討（開業後損益予想表） ・施設計画案（各案） ・施設計画各案に対する資金計画

13年 6月28日	市長、収入役 都市計画部長 再開発課長	<ul style="list-style-type: none"> ・キーテナント交渉経緯 ・保留床取得スキームの概要 ・再開発事業収支計算、沼津市床取得 ・事業収支比較表 ・保留床取得者の検討（開業後損益予想表） ・キーテナント選定プログラム対応作業 ・キーテナント候補比較検討表 ・収支目論見計画書
13年 7月10日	助役、収入役、技監 参事監、財政部長 産業振興部長、企画部長 都市計画部長、財政課長 再開発課長、補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・キーテナント交渉経緯 ・再開発事業スケジュール ・キーテナント条件提示に対する回答状況 ・キーテナント協議条件整理状況 ・まちづくり会社のスキーム ・保留床取得者の検討 ・年度別資金計画 ・各案収支計画及び収支目論見計画書 ・事業収支比較表
13年 7月13日	助役、収入役、技監 参事監、財政部長 産業振興部長、企画部長 都市計画部長、財政課長 再開発課長、補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・キーテナント交渉経過 ・再開発事業スケジュール ・キーテナント条件提示に対する回答状況 ・キーテナント協議条件整理状況 ・まちづくり会社事業スキーム ・保留床取得者の検討 ・年度別資金計画 ・各事業別収支案及び計画目論見計画書 ・まちづくり会社事業スキーム ・事業収支比較表
13年 7月18日	市長、助役、収入役、技監 参事監、財政部長 産業振興部長、企画部長 都市計画部長、財政課長 再開発課長、補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年度百貨店業績ランキング ・キーテナントの会社概要

<p>13年 7月24日</p>	<p>市長、助役、収入役、技監 参事監、財政部長 産業振興部長、企画部長 都市計画部長、財政課長 再開発課長、補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保留床取得者の決定及びキーテナント第1候補選定資料 ・ まちづくり会社設立へのプロセス ・ 保留床取得者の検討 ・ 収支目論見書 ・ 年度別計画財源内訳 ・ キーテナント13年2月決算概要、営業の概況、業績 ・ 新聞記事
------------------	-------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------